

入札参加有資格者の皆様へ

平成 26 年 11 月
大阪市契約管財局契約部

営業所における専任の技術者及び経營業務の管理責任者と 主任技術者等との関係について

営業所における専任の技術者及び経營業務の管理責任者については、専任の必要な主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）になれませんが、専任を要しない主任技術者等の取扱いについては、次のとおりの運用としています。

このたび、本市が発注する公共工事における入札不調を未然に防止する取組みとして、専任を要しない主任技術者等に関する運用のうち、近接の範囲を拡大することとし、工事現場が市外の場合であっても、一定の条件を満たせば近接地とすることとしましたので、お知らせします。

なお、この改正は、平成 26 年 12 月 1 日以後に発注する案件から適用します。

記

1 営業所における専任の技術者と主任技術者等との関係について

営業所における専任の技術者は、一定の条件を満たせば、専任を要しない工事の主任技術者等となることができます。

その条件は、

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- (2) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (3) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (4) 当該工事の専任を要しない主任技術者等であること

とされています（平成 15 年 4 月 21 日付、国総建第 18 号）。

このうち、(2)の「工事現場と営業所が近接し」について、大阪市内（工事現場が大阪市内の場合）、営業所から工事現場までの距離が約 30km 以内）は近接の範囲内と解釈することとします。

2 営業所の経營業務の管理責任者と主任技術者等との関係について

経營業務の管理責任者が、上記 1 の営業所における専任の技術者と同様の条件を満たせば、専任を要しない現場の主任技術者等となることは差し支えありません。